（参考：第４条第２項第２号関係）

医療的ケアに係る主治医意見書

|  |  |
| --- | --- |
| （あて先）京都市長 | 　　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 医療機関の所在地　 | 医療機関名医師名電話　　 |

|  |
| --- |
| 　京都市医療的ケアを必要とする児童に係る保育利用要綱第４条第２項第２号の規定により、対象児童の保育利用について意見書を提出します。 |
| 児童名 |  | 生年月日 | 　　　年　　月　　日生 |
| 診断名 |  | 受診状況 | □　定期□　不定期 |
| 保育施設における集団生活の可　否 | 　乳幼児が長時間にわたり集団で生活する保育施設では、午睡や食事、集団での遊びなど濃厚な接触の機会が多くあります。医療的ケア児専用の清潔なルームにおいて看護師が１対１で対応するものでなく、集団の中での保育となるため、一般的には感染症を完全に防ぐのは難しい環境にあります。□　保育施設での集団生活は可能□　保育施設での集団生活は不可□　その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ） |
| 必要な医療的ケア | □　酸素吸入（ 気管切開、鼻腔等 ）□　人工呼吸器（ NIPPV、IPVを含む ）□　吸引（ 口腔 ・ 鼻腔 ・ 気管切開部 ）□　経管栄養（ 経鼻 ・ 胃ろう ・ 腸ろう ）□　導尿・自己導尿の補助（ 間欠的 ・ 持続的 ）□　与薬（ 経口 ・ 注入 ・ 座薬 ・ その他 ：　　　　　　　　）□　その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 服薬状況（処方箋添付可） | □　有（内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　）□　無 |
| 呼吸状態 | 呼吸障害□　有（内容及び医療的ケア：　　　　　　　　　　　　　　　　　 　）□　無 |
| （裏面へ続く） |
| 摂食・嚥下の状況 | 経口摂取：□　可　　　　□　一部可　　　□　不可誤嚥の有無：□　有　　　　□　無食形態：□　普通食　　□　きざみ食　　□　ペースト食　　その他（注入内容等：　　　　　　　　　　　　 　 　　　　　　） |
| 排泄の状況 | 排尿障害：□　有（内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 ）□　無排便障害：□　有（内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 ）□　無 |
| 発作の状況 | けいれん発作：□　有　　□　無シリーズ形成：□　有　　□　無内容：発作時の対応：□　その場で様子を見る□　（　　　分以上続く時）投薬する（薬剤名：　　　　　　　 　 ）□　（　　　分以上続く時）救急搬送する□　その他（ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 ） |
| 予想される緊急時の状況及び対応 | 状態・頻度 |  |
| 対応 |  |
| 緊急搬送の目安 |  |
| 保育施設での生活上の配慮及び活動の制限 | 保育の配慮：特別な配慮を□　必要としない□　部分的に必要とする□　常に必要とする　内容：活動の制限：　※別添「保育施設における活動のめやす」を参考にしてください。□　基本的生活は可能だが運動は不可□　軽い運動には参加可□　中等度の運動には参加可□　強い運動にも参加可 |
| その他 |  |